

# 業務指示書

## ケニア国ブルーエコノミーにかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月13日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月19日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：開発計画の策定に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：開発計画の策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 水産（内水面養殖・漁業／水産流通）】

- 1) 類似業務の経験：水産分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 海運・海事】

- 1) 類似業務の経験：海事分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月22日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(KES1 = 1.082860 円, US\$1 = 110.733000 円, EUR1 = 130.097000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者アドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／開発計画  
水産（内水面養殖・漁業／水産流通）  
海運・海事

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.15 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月20日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。  
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ケニア国ブルーエコノミーにかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／開発計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(1.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：水産（内水面養殖・漁業／水産流通）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：海運・海事	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

アフリカは54か国のうち38か国が沿岸国であり、アフリカ全体では約1,300万平方キロメートルの領海と約24万平方キロメートルの湖沼地域を有しているとされている（大陸面積は3,037万平方キロメートル）。これら海水域・内水域（水域）から得られる資源や水域での経済活動はアフリカの発展や開発にとって重要な役割を果たしており、例えば、水産業はアフリカの食料や栄養の安全保障及び雇用に貢献していることに加え、輸出入の90%以上が海上・湖上貿易を通じて行われている。一方、気候変動や沿岸部での経済活動に伴う人口増加や都市化の問題は水域の環境に負荷を与えているほか、違法漁業による漁獲圧、海賊や違法取引等の課題が水域での経済活動に負の影響を与えている。このように水域の持続的な開発・管理の必要性が確認されていることを受け、2015年1月にアフリカ連合（AU）の首脳会合で合意したアフリカ開発の長期ビジョンであるアジェンダ2063では、アフリカの包括的な成長に向けた目的の一つとして「ブルーエコノミー／海洋経済の発展」が掲げられた。また、同目的を各地域・各国で推進するため、AU2050統合的海洋戦略（AIMS）が策定された。かかる状況下、ブルーエコノミー（水域の資源を利用した持続的な経済成長）に関する戦略策定がアフリカ各地域経済共同体や各国で行われており、海運・海事分野や漁業の振興、海洋鉱物資源の開発・利用等の分野横断的かつ包括的な取組が進められている。なお、これら取組は、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール14「持続可能な発展のための海洋資源の保全と持続的利用」の達成にも重要であることに加え、貧困削減や雇用創出等のゴールにも貢献し得るものである。

ケニアはアフリカ大陸の東部に位置し、約536キロメートルの沿岸線を有しインド洋と面する沿岸国であるとともに、ビクトリア湖やトゥルカナ湖を代表とする1.1万平方キロメートルの内水域（国土の約1.9%）を有している。水産セクターは対GDP比で約0.8%程度、水産セクター従事者は全人口の0.3%程度で推移しており、ケニア経済への影響は極めて限定的であるものの、豊富なポテンシャルを有している。ケニアの長期開発戦略Vision2030の第二期（2013-2017）では、水産開発は優先的事業の一つとして掲げられ、海面・内水面漁業や養殖業の振興を通じた生産性向上や生計向上、水産関連機関の能力強化、自然環境保全等の様々な取組が検討されている。

また、ケニアは、東アフリカ地域最大の貿易港であるモンバサ港を有しており、同国の国際貿易の輸入額の86%が海上貿易により支えられている。このような水域の持続的な開発の重要性を鑑み、ケニア政府は2017年1月にブルーエコノミー実施委員会を創設し、ブルーエコノミーを推進する政策や優先分野の検討作業が進められているが、政府全体としての明確な方針策定には至っていない。他方、JICA支援を始めとする港湾整備や経済特区開発、北部回廊の道路・鉄道インフラの整備等により、同国の東アフリカの玄関口としての役割は益々重要なものとなっている。また、海運・海事分野に係る政策的な枠組みや取組は不十分であり、更なる投資促進や雇用創出、海運業や船員提供による外貨獲得等、港湾インフラの有効な活用のためには改善すべき課題が多い。

このようなアフリカ及びケニアの動向に対し、日本政府は2016年8月にケニアで開催したTICAD VIでナイロビ宣言を発表し、「経済の多角化・産業化」を優先分野の

一つとするとともに、その中で「ブルーエコノミー／海洋経済の発展」に取り組むことを表明した。また、同時に行われた日・ケニア首脳会談で合意した共同声明でも、ケニア国に対するブルーエコノミー開発に対する支援を表明している。

以上のような背景を踏まえ、ケニア政府は、ブルーエコノミー全般に対する協力、特に、水産分野に対する協力を日本政府に要請するとともに、海運・海事分野に対する協力を JICA に打診した。

## 2. 業務の目的

本業務は、ケニア政府が推進するブルーエコノミーに関する対象分野（水産、海運・海事、港湾インフラ、自然環境保全等）を明確化し、これら対象分野におけるケニア政府の開発方針及び現況・課題に関する情報を収集・分析の上、今後の日本の協力の可能性を JICA 内部で整理・検討することを目的として実施するものである。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 各分野の調査方針について

本業務は、ケニア政府が推進するブルーエコノミー全般の調査を実施し、ケニアのブルーエコノミー推進に対する今後の JICA の協力の可能性を整理・検討することを目的とするものである。そのため、業務実施の過程で随時 JICA アフリカ部及び JICA ケニア事務所（必要に応じて JICA 内の他の関係部署）と協議し、調査結果をまとめていくこと。また、既に我が国として調査或いは支援事業を実施している分野もあるため、これら結果を最大限に活かしつつ、業務を行うことが求められる。主な対象分野における調査方針は次の通り。

#### 1) 水産分野

海面／内水面での漁業／養殖、流通、魚食普及、水産行政等、ケニア政府が開発課題と捉える分野を明確化する。調査に当たっては、水産庁委託事業「平成 28 年度海外水産振興政策基礎調査事業」及び「平成 28 年度海外水産協力ニーズ具体化支援事業」の調査結果を最大限活用する。同調査事業に関する情報については、JICA アフリカ部を通じ水産庁より提供する便宜を図る。なお、ケニアは、日本の水産外交上重要な国の一つとして位置づけられているため、水産庁関係者及び JICA 関係者と協議の上、より具体的な支援方策の検討を行う。

#### 2) 海運・海事分野

物流、船舶、海事教育等、ケニア政府が開発課題と捉える分野を明確化する。但し、基礎的な海運・海事分野の一部情報については、「モンバサ・ドンゴクンド

ウ港開発計画策定支援プロジェクト」及び「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」の結果が一般公開されているため、これら情報を十分把握した上で業務を実施すること。なお、本業務では、これら既存情報についてもできる限りケニアの関係機関より最新情報の把握に努めること。その他、「モンバサ経済特区開発計画準備調査」、「モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト」及び「北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト」、「モンバサ港開発事業フェーズ2」（前フェーズである「モンバサ港開発事業」は2016年2月に完工）が実施中であるが、JICA アフリカ部及びケニア事務所より最新状況を把握するとともに、調査上の留意事項についても随時確認すること。

### 3) 港湾インフラ分野

港湾のインフラ開発、管理、オペレーション等、ケニア政府が開発課題と捉える分野を明確化する。特に、モンバサ港における港湾インフラ分野での動向については、海運・海事分野と同様に、既存の情報や実施中の支援事業の進捗を十分に踏まえた分析・整理を行うこととする。

## (2) 水産分野、海運・海事分野の要請内容を踏まえた調査の実施

水産分野及び海運・海事分野については、次のような協力要請が提案されている。但し、いずれの分野も現況・課題が十分把握された上で検討されたものではないため、ケニアの関係省庁の優先度を把握する資料として参照しつつ、調査結果及びケニア側関係者との協議を通じて、改めて開発課題である分野の明確化を行う必要がある。

### 1) 水産分野

2015年7月の正式要請では、①水産総局の能力強化（運営管理、モニタリング、規制・調査）、②海洋漁業・インフラ・ポストハーベスト開発、③トゥルカナ湖の水産・ポストハーベスト開発、④中等学校での養殖開発、ナイルパーチ研究センター設立、各郡での養殖システム開発、内水面養殖団体の能力強化に関する全般的な支援事業案が提示された。2017年7月にはこれらのうち次の分野が優先分野としてJICAに提示されている。

- ア) 漁業インフラ・関連施設整備：漁港施設（ラム、キリフィ、モンバサ、シモニ、トゥルカナ等）、造船・修繕施設、荷揚げ場、サービス強化（船積、船舶提供、コールドチェーン等）
- イ) 海面養殖センター建設：施設整備（キリフィ）、能力開発、漁村支援
- ウ) 海藻養殖技術の多角化：技術センター建設、能力開発、漁村支援
- エ) バンダリカレッジのアップグレード（船員・船舶技術者育成のための国家海事センター化）：施設改修、機材供与、技術支援
- オ) サガナ養殖開発・研究・研修センター開発（国家養殖センター化）：飼料改善、種苗開発、養殖農家支援、魚病の検疫、職業訓練プログラム開発
- カ) 水産物消費の推進：水産物の付加価値化、水産物消費の啓発
- キ) 国際ナイルパーチ研究センターの開発：施設開発、優良系統の同定、飼料開発、マーケット開発

## 2) 海運・海事分野

2016年6月のJICAに対する協力要請では、①港湾内外の関連インフラ開発と連結性の向上、②海事人材・技術力の強化、③港湾管理・運営の効率化、④船員養成と雇用創出、⑤船舶修理等の施設整備、⑥海事サービスの創出等を主な課題に上げつつ、次の活動内容への支援が提示されている。

ア) ケニア国内の水域での経済活動の特定

イ) 海事マスタープランの策定

ウ) 想定され得る商業的活動の詳細調査

エ) 東アフリカ共同体 (EAC: East African Community) 内の経済的・社会的統合を促進するための地域協力分野の特定

オ) 経済の主力になり得る海事クラスターの特定

カ) 国際投資会議の開催支援

## (3) ブルーエコノミーに関するケニア政府関係機関との密な調整の確保

ケニア政府のブルーエコノミー実施委員会による政策や優先分野の検討結果は出ておらず、また、2017年8月の大統領選挙以降、大臣・次官レベルの交代も想定されるため、上記(2)の要請書とは異なる新たな要請が提示されることも予想される。また、本業務の主なカウンターパート機関は農業・畜産・水産省及び運輸インフラ・住宅都市開発省であるが、ケニア政府のブルーエコノミー推進の方向性によっては、その他の省庁からの情報収集が必要となることも想定される。ケニア側のブルーエコノミー推進の方向性を常に確認しつつ、業務を進めること。ただし、関係省庁や実施機関との協議においては、協力に対する期待を抱かせることがないよう十分留意すること。

## (4) ケニアを取り巻くブルーエコノミーに係る国際的・地域的な動向の確認

ブルーエコノミーはアフリカ開発の長期ビジョンであるアジェンダ 2063 で包括的な成長に向けた目的の一つとして掲げられ、ブルーエコノミーに関する戦略策定がアフリカ各地域経済共同体や各国で行われている。これら動向に対しては、国連アフリカ経済委員会 (ECA: Economic Commission for Africa) がブルーエコノミー政策に関するハンドブックの作成を行う等、ブルーエコノミーの推進を支援している。また、ケニアも所属する環インド洋連合 (IORA: Indian Ocean Rim Association) がブルーエコノミーに関する会合を開催している。かかるブルーエコノミーに関する国際的・地域的な動向を把握し、ケニア政府のブルーエコノミー推進に関する方向性との関連性についても併せて整理すること。また、可能な限り、他国 (セーシェル等のインド洋沿岸国) のブルーエコノミー推進の状況も机上調査或いは在ケニアの国際機関・他ドナーへのヒアリングを通じて情報収集・整理を行うこと。

## (5) 現地調査対象地域及び治安上の留意点について

現地調査の対象は、ナイロビ、インド洋沿岸部 (モンバサ含む)、ビクトリア湖沿岸部に加え、水産分野の要請書にあったサガナ養殖開発・研究・研修センターのあるキリニャガ郡とする。なお、インド洋沿岸部については、一部テロ攻撃発生等の懸念があるため、外務省渡航情報レベル1の地域及びモンバサを除き調査対象外とする。また、ケニアは一般犯罪の発生に加え、テロリスクも懸念される国であり、



2017年8月に実施された大統領選に起因する一時的な治安悪化の可能性も排除できないことから、最新の安全情報をJICAに確認しつつ然るべき安全対策措置を講ずること。

## 5. 業務の内容

### (1) 事前準備 (2017年11月上旬)

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

以下の既存の関連資料・情報、データを収集、整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集・更新する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

##### ① ブルーエコノミー全般

- ・ 以下の文献を確認し、アフリカ、ケニア及び日本の対ケニア支援に関するブルーエコノミーの概況を整理する。
  - アジェンダ 2063
  - AU2050 統合的海洋戦略 (AIMS)
  - 「Africa's Blue Economy; A policy handbook」 (UNECA)
  - 持続可能な開発目標 (SDGs)
  - ケニアの長期開発戦略 Vision2030 の第二期 (2013-2017)
  - ケニア政府からの要請書 (ブルーエコノミー、水産分野)
  - JICA に対する協力依頼書 (海運・海事分野)
  - ナイロビ宣言、日・ケニア首脳会談の共同声明

##### ② 水産分野

- ・ 水産庁委託事業「平成28年度海外水産振興政策基礎調査事業」及び「平成28年度海外水産協力ニーズ具体化支援事業」の調査結果を把握し、現地調査で確認すべき事項を整理する。必要に応じ、JICAの調整の下、同事業の業務従事者との面談等を行う。

##### ③ 海運・海事、港湾インフラ分野

- ・ 以下の文献を確認し、特にインド洋沿岸部の既存情報をレビューし、本業務で新たに調査すべき事項を整理するとともに、データソースに連絡の上、可能な限り情報の更新を行う。
  - 「モンバサ・ドンゴクンドウ港開発計画策定支援プロジェクト」業務完了報告書
  - 「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」報告書
  - 「モンバサ経済特区開発計画準備調査」、「モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト」及び「北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト」の最新資料

#### 2) インセプションレポート (案) の作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポート (案) を作成する。

### (2) 第1次現地調査 (2017年11月中旬～12月中旬)

#### 1) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートをケニア政府に説明・協議し、基本的了解を得る。

## 2) 各分野の現況の把握及び課題分析

ブルーエコノミー全般、水産分野、海運・海事分野、港湾インフラ分野、自然環境保全／観光開発分野の各分野の現況を把握し、それぞれの開発課題を抽出する。但し、第2次現地調査期間中にも同様の調査を継続することも可能とする。なお、前述の各分野は、JICAがブルーエコノミーに包含されると想定している分野であるが、ブルーエコノミーの定義及び内容を確認する中で、これらに含まれない分野が存在する場合には、その取扱いについてJICAケニア事務所（及びJICAアフリカ部）と協議すること。

### ① ブルーエコノミー全般

- ・ ケニア政府が推進するブルーエコノミーの定義及び内容の確認
- ・ ケニア政府が推進するブルーエコノミーに関連する政策及び戦略の確認（ブルーエコノミー実施委員会の現況確認を含む）
- ・ 国際機関及び他ドナー（UNECA、UNDP、AfDB等）によるブルーエコノミーに関する協力実績・概要の把握（インド洋沿岸の他国の状況に係る情報収集を含む）
- ・ 民間セクターによるブルーエコノミー全般に関する協力実績・概要の把握
- ・ ケニアのブルーエコノミーに関連する分野における既往の日本の協力事業の確認（事業概要、成果の活用状況等）及び今後の協力計画の確認

### ② 水産分野

水産庁委託事業「平成28年度海外水産振興政策基礎調査事業」及び「平成28年度海外水産協力ニーズ具体化支援事業」の結果を踏まえ、現地で詳細状況を確認する。主な調査事項は以下の通りであるが、プロポーザルにて調査項目についての提案を可能とする。

- ・ 水産行政の現況と課題の確認
  - ブルーエコノミーにおける各水産分野の位置づけの確認
  - 農業・畜産・水産省の水産総局、ケニア海洋漁業研究所（KEMFRI:Kenya Marine and Fisheries Institute）及び関連機関の役割・事業方針と実施能力（運営管理、モニタリング、調査、規制等）の確認
  - 各水域の漁業活動及び水産資源状況の調査・研究に関する現況と課題の確認
- ・ 内水面漁業に関する現況と課題の確認
  - ビクトリア湖における漁獲量減少の傾向・原因の分析及び漁業技術、インフラ、流通・加工、資源管理、水質等の現況と課題の確認
  - 内水面漁業に関する実施機関及び体制・能力の確認（要請書に記載の「国際ナイルパーチ研究センター」の概要確認を含む）
  - ビクトリア湖におけるホテイアオイによる水質汚染、漁場アクセス障害等の影響程度の確認
  - トウルカナ湖における内水面漁業に関する状況の確認（但し、本

業務では現地調査は実施せず、KEMFRI 等からの情報収集のみとする)。

- ・ 内水面養殖に関する現況と課題の確認
  - KEMFRI 関連機関（サガナ、キスム等）の体制・能力
  - 養殖農家及び養殖業者の実態
  - 養殖農家の課題（水源、飼料等）に対する技術支援・各種サービスの実態及び技術普及体制
  - 養殖魚の需要（自家消費、販売）及び販売時のマーケティングの課題の確認
- ・ 海面漁業に関する現況と課題の確認
  - ケニアにおける海面漁業振興の現況・方針
  - ケニア沖の自国・他国船舶による漁業の詳細状況
  - 海面漁業振興に係る実施機関及びその体制・能力
  - 各水揚げ地点の沿岸漁業実態
  - 他国の入漁条件等
- ・ 海面養殖に関する現況と課題の確認（要請書にある「海面養殖センター構想（キリフィ）」の概要確認を含む）
- ・ 水産物の流通状況と課題の確認
- ・ 魚食普及に関する現況（魚種、産地、普及方法、実施機関等）と課題の確認
- ・ 国際機関、他ドナーによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握（特に世界銀行による「ケニア沿岸開発計画（KCDP : Kenya Coastal Development Project）（2011年6月～2017年6月）」の成果及び後継案件概要の把握を含む）
- ・ 民間セクターによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 上記結果を踏まえた、水産分野における開発課題の抽出

### ③ 海運・海事分野

ケニア国内のインド洋沿岸部及びビクトリア湖沿岸部の主要港（モンバサ、キスム）を中心に現地調査を行う（但し、モンバサ周辺については既存情報を予め十分確認すること）。ラム港については現地調査対象外とするが、関連機関より情報を入手すること。主な調査事項は以下の通りであるが、プロポーザルにて調査項目についての提案を可能とする。

- ・ ケニア政府が推進するブルーエコノミーにおける海運・海事関連政策・戦略の現状の確認
- ・ 海運・海事分野に関する詳細状況と課題の把握
  - 海運、物流に関する現況と課題
  - 海事行政（船舶、船員、航行）に関する現況と課題
  - 海運・海事教育機関（バンダリカレッジを含む）に関する現況と課題（海事分野に加え、水産分野の教育状況についても調査対象とする。）
- ・ 日本による既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 国際機関、ドナーによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握

- ・ 民間セクターによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 上記結果を踏まえた、海運・海事分野における開発課題の抽出

#### ④ 港湾インフラ分野

ビクトリア湖沿岸部の主要港（キスム）を中心に現地調査を行う。ケニア国内のインド洋沿岸部については、既存情報を予め十分確認し、必要に応じて現地調査を実施すること。主な調査事項は以下の通りであるが、プロポーザルにて調査項目についての提案を可能とする。

- ・ ケニア政府が推進するブルーエコノミーにおける港湾インフラ関連政策・戦略の現状の確認
- ・ 港湾インフラ分野に関する詳細状況と課題の把握
  - 港湾インフラ開発の現況と課題：ケニア港湾公社（KPA:Kenya Ports Authority）より、「モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト」の調査結果の見直し状況を把握する。
  - 港湾管理・港湾行政の現況と課題
  - 港湾オペレーションの現況と課題
- ・ 日本による既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 国際機関、ドナーによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 民間セクターによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 上記結果を踏まえた、港湾インフラ分野における開発課題の抽出

#### ⑤ 自然環境保全／観光開発分野

- ・ ケニア政府が推進するブルーエコノミーにおける水域での自然環境保全及び観光開発関連政策・戦略・開発規制の現状の確認
- ・ 水域の自然環境保全及び観光開発に関する詳細状況と課題の把握
- ・ 日本による既往事業の概要と今後の協力計画の把握（「モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト」において、モンバサ地域の観光開発の状況について調査を実施中）
- ・ 国際機関、ドナーによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 民間セクターによる既往事業の概要と今後の協力計画の把握
- ・ 上記結果を踏まえた、自然環境保全及び観光開発分野における開発課題の抽出

### 3) 第1次現地調査結果のとりまとめ

上記（1）事前準備の1）関連資料・情報の収集・分析等の結果及び、（2）第1次現地調査2）各分野の現況の把握及び課題分析の結果について、JICAケニア事務所に報告する。その際、調査結果を踏まえ、業務の基本方針に変更が生じる場合は、変更点を明らかにして報告を行うこと。また、必要に応じ、第1次現地調査結果をケニア政府に報告する。

### （3）第1次国内作業（2017年12月下旬）

#### 1) 第1次現地調査結果のJICA本部への説明

第1次現地調査結果をJICA本部（アフリカ部及び関連部署）に対して報告

を行う。併せて第2次現地調査の方針を説明する。

2) 水産分野の調査結果を踏まえた水産庁との協議

JICAが必要と判断する場合は、水産庁関係者と会議を開催する。コンサルタントは、必要な書類を準備するとともに、水産分野の調査結果について報告を行う。協議結果は第2次現地調査の方針にも反映する。

(4) 第2次現地調査 (2018年1月中旬～2月中旬)

1) 各分野の現況の把握及び課題分析

(2) 第1次現地調査の業務を継続する。

2) 収集した情報の体系的な整理

ブルーエコノミー全般及びブルーエコノミーを構成する各分野に関して、ケニア政府の方針、ケニア政府、日本を含む援助機関及び民間セクターによる取り組み等の情報を分析の上、体系的に整理し取りまとめる。

3) 調査結果を踏まえた各分野の課題への対応策の検討

各分野の調査結果を踏まえ、抽出した課題に対する対応策を検討する。その際、2)を通じてケニア政府の事業、既往の日本による協力事業、国際機関及び他ドナーによる協力事業、民間セクターによる事業を整理した上で、支援の必要性、緊急性、支援妥当性等のある課題及び優先順位を特定する。

4) 今後の日本の協力の可能性の検討

抽出した優先課題について、JICA ケニア事務所 (及び JICA アフリカ部) と協議し、今後の日本の協力の可能性及び支援方策について検討する。特に水産分野については、具体的な協力方針 (案) 及び協力概要 (案) (プロジェクト名称 (仮称)、実施機関、目的・成果・活動、実施上のリスク等) として整理する。他の分野の日本の協力の可能性の検討は、JICA ケニア事務所 (及び JICA アフリカ部) と協議の上で決定する。

5) ケニア政府向けレポートの作成・説明・協議

上記調査・検討結果をケニア政府向けレポートとしてとりまとめ、JICA ケニア事務所と共に先方政府に説明・協議を行う。なお、本レポートに含める内容は、調査結果を踏まえて JICA ケニア事務所 (及び JICA アフリカ部) と協議の上で決定する。

6) ドラフト・ファイナルレポートの作成・報告

上記調査・協議結果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA ケニア事務所に提出する。

(5) 第2次国内作業 (2018年2月下旬～3月上旬)

1) ファイナルレポート (JICA 向け) の作成

ケニア政府向けレポートに対する先方政府のコメント及び、ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA のコメントを受け、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

## 7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契

約における成果品は、ケニア政府向けレポート及びファイナルレポートとする。

1) インセプションレポート(IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要因計画等

提出時期：調査開始後2週間以内(2017年11月中旬)

部数：英文20部(うちケニア側に14部)

電子データ：上記報告書のPDF

2) ケニア政府向けレポート(FR(Kenya))

記載事項：ケニア政府のブルーエコノミーに対する政策・戦略・計画、ブルーエコノミーを構成する各分野における取り組み状況(政府、援助機関、民間セクター等)、課題と対応策(案)、水産分野に関するJICAの協力量針(案)及び協力量策(案)

\*本レポートに含める内容は、調査結果を踏まえてJICAケニア事務所(及びJICAアフリカ部)と協議の上で決定する。

提出時期：第2次現地調査期間終了時の1週間後(2018年2月下旬)

部数：英文20部(うちケニア側に14部)

電子データ：上記報告書のPDF

3) ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)

記載事項：全期間の調査結果、ケニア政府のブルーエコノミーに対する政策・戦略・計画、ブルーエコノミーを構成する各分野における取り組み状況(政府、援助機関、民間セクター等)、課題と対応策(案)、ケニアのブルーエコノミー推進に対するJICAの協力量針(案)及び協力量策(案)

\*ケニアのブルーエコノミー推進に対するJICAの協力量針(案)及び協力量策(案)に関しては、別途英語でも作成し、同レポートの添付資料とする。

提出時期：第2次現地調査期間終了時の1週間後(2018年2月下旬)

部数：和文5部

電子データ：上記報告書のPDF

4) ファイナルレポート(FR(JICA))

記載事項：全期間の調査結果、ケニア政府のブルーエコノミーに対する政策・戦略・計画、ブルーエコノミーを構成する各分野における取り組み状況(政府、援助機関、民間セクター等)、課題と対応策(案)、ケニアのブルーエコノミー推進に対するJICAの協力量針(案)及び協力量策(案)

\*ケニアのブルーエコノミー推進に対するJICAの協力量針(案)及び協力量策(案)に関しては、別途英語でも作成し、同レポートの添付資料とする。

提出時期：業務終了時(2018年3月中旬)

部数：和文15部

電子データ：上記報告書のPDF

## (2) 報告書作成にかかる留意事項

### 1) 報告書の仕様

インセプションレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ケニア政府向けレポート及びファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

### 2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。

## (3) 主要な報告書以外の提出物

### 1) 業務計画等

本業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部 数：和文5部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

### 2) 業務実施報告書

記載事項：

- ①最終報告書の概要
- ②活動内容（調査）：調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③提案した協力方針（案）及び支援方策（案）の具体化に向けての提案

添付資料

- ・業務フローチャート
- ・業務人月表
- ・議事録等
- ・収集資料リスト
- ・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時（2018年3月中旬）

部 数：和文5部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

### 3) 議事録、収集資料等

ケニア政府関係機関、ドナー、民間セクター関係者等との協議結果については議事録を策定し、JICAに速やかに提出する。また、本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICAに提出する。

#### 4) 調査活動業務報告書

JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月10日までにJICAに提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

2017年11月中旬より業務を開始し、インセプションレポートを提出する。2018年2月下旬までにケニア政府向けレポート及びドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年3月中旬までにファイナルレポートを提出する。2018年4月に終了する。

項目	時期	2017年 11月	12月	2018年 1月	2月	3月
事前準備		<input type="checkbox"/>				
現地調査		■		■		
国内作業			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
報告書提出		▲ ICR			▲ FR(Kenya) DF/R	▲ FR(JICA)

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

##### (1) 業務量の目安

合計 13.95M/M

##### (2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／開発計画 2号
- 2) 水産 (内水面養殖・漁業／水産流通) 3号
- 3) 水産 (海面漁業／水産行政) 3号
- 4) 海運・海事 3号
- 5) 港湾インフラ 3号
- 6) 自然環境保全／観光開発 3号

#### 3. 相手国の便宜供与

特になし



#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

##### 配布資料：

- ・ケニア政府からの要請書（ブルーエコノミー、水産分野）
- ・JICAに対する協力依頼書（海運・海事分野）

##### 参考資料：

- ・アジェンダ 2063：AUのウェブサイトより入手可
- ・AU2050 統合的海洋戦略（AIMS）：AUのウェブサイトより入手可
- ・Africa's Blue Economy; A policy handbook (UNECA)  
<https://www.uneca.org/publications/africas-blue-economy-policy-handbook>
- ・ケニアの長期開発戦略 Vision2030 の第二期（2013-2017）：ケニア政府のウェブサイトより入手可
- ・ナイロビ宣言、日・ケニア首脳会談の共同声明：外務省ウェブサイトより入手可
- ・「モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト」業務完了報告書  
（和）[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/728/728/728\\_407\\_12246658.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/728/728/728_407_12246658.html)  
（英）[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/728/728/728\\_407\\_12246674.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/728/728/728_407_12246674.html)
- ・「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」報告書  
（和）[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/340/340/340\\_407\\_12245478.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_407_12245478.html)  
（英）[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/340/340/340\\_407\\_12245486.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_407_12245486.html)

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

#### 6. 安全管理

JICA ケニア事務所が作成する安全対策マニュアルにかかる事項を順守する。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所、在ケニア日本国大使館より十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA ケニア事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

#### 7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の主旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

